

障がい者福祉計画（基本的事項）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1部 計画の基本的事項</p> | <p>総論</p> |
| <p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景・趣旨</p> | <p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 プラン策定の背景・趣旨</p> |
| <p>少子高齢化社会が進展する中で障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者」という。）の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。</p> <p>障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっていると言えます。誰もが住み慣れた地域で安心した生活を継続できる体制の整備が重要な課題となっています。</p> <p>そのため、全ての障がい者が可能な限り、その身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが必要となります。</p> <p>また、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまちいこま」をめざすためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取り組みが一層求められます。</p> <p>これらのことを踏まえ、①個人として尊厳を保って生活できる社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを实践する ③地域において支え合</p> | <p>全国的に少子高齢化が進展する中、本市においても高齢者人口及び高齢化率は伸び続けており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。また、障がい者人口（手帳所持者数）も年々増加している中、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を継続できる体制の整備が重要な課題となっています。</p> <p>そのためにも、子育て支援や児童福祉、地域福祉等、総合的な施策の推進や地域包括ケア体制の構築が必要となります。</p> <p>また、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまちいこま」をめざすためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取り組みが一層求められます。</p> <p>これらのことを踏まえ、①個人として尊厳を保って生活できる社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを实践する ③地域において支え合</p> |

| | |
|---|--|
| <p>う社会を築く という3つの理念に基づき、第4期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。</p> <p>保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。</p> | <p>う社会を築く という3つの理念に基づき、「第5期生駒市ハートフルプラン」を策定します。</p> <p>保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備や介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、子どもや高齢者、障がい者を含めた地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。</p> |
| <p>2 計画の根拠と位置づけ</p> | <p>2 プランの位置づけ・根拠</p> |
| <p>計画については、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』として一体的に策定しています。</p> <p>平成24年度から平成26年度を計画期間とした本計画の前の計画である第3期「障がい者福祉計画」を含め策定された第5期「生駒市ハートフルプラン」は、本市の保健・医療・福祉に関する総合的な計画で、「障がい者福祉計画」のほか「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「地域福祉計画」の5つの計画で構成されていました。</p> <p>本計画では、従来の「生駒市ハートフルプラン」と同様に、上位計画である「生駒市総合計画」等の関連計画や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の計画と障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置付けています。</p> | <p>生駒市ハートフルプランは、本市の保健・医療・福祉に関する総合的な計画で、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「次世代育成支援行動計画」「地域福祉計画」の5つの計画で構成されています。</p> <p>本プランは、上位計画である「生駒市総合計画」等の関連計画や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の計画との整合性を保ちながら、高齢者施策、障がい者施策、児童福祉施策、地域福祉施策を包括する一体的な計画として位置付けています。</p> <p>また、各計画の策定については、「高齢者保健福祉計画」は、「老人福祉法」第20条の8に規定する「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」は、「介護保険法」第117条及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第9条第3項及び「障害者自立支援法」第88条第1項、「次世代育成支援行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」第8条、「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条を根拠法令として、5計画を一体的に策定しています。</p> |
| <p>3 計画の期間</p> | <p>3 プランの期間</p> |
| <p>第4期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。</p> <p>ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期</p> | <p>「第5期生駒市ハートフルプラン」の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。</p> <p>ただし、「次世代育成支援行動計画」は、法律上、平成17年度から10</p> |

的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要であるとされています。

そのため、目標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定され、行動計画については5年ごとに策定するものとされていることから、平成21年度に見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期5年間の計画を策定しています。

また、「地域福祉計画」は、平成22年度に見直し策定を行い、計画期間は平成23年度から平成27年度までとなっています。

- 高齢者保健福祉計画・・・・・・・・各論1
- 介護保険事業計画・・・・・・・・各論2
- 障がい者福祉計画・・・・・・・・各論3
- 次世代育成支援行動計画・・・別冊
- 地域福祉計画・・・・・・・・別冊

（次頁 第5期 生駒市ハートフルプランのイメージ 略）

第2章 計画策定の経緯

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成14年に「新障害者基本計画」が策定されました。

平成15年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成18年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。

その後、様々な緊急措置等を重ねながら、現在は、平成25年4月に改正になった「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき事業を推進しています。

また、平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年6月に障害者基本法第4条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月この条約に批准したところです。

本市においては、平成15年3月に第1期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し策定を行っています。平成25年度に障害者総合支援法が施行される状況の中、障がい者の自立や社会参加の推進、また、障がい者が円滑にサービスを利用できるよう、第4期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

第2章 個別計画における策定の経緯

1 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画

(略)

2 障がい者福祉計画

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成14年に「新障害者基本計画」が策定されました。

平成15年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成18年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。

その後、様々な緊急措置等を重ねながら、現在は、平成23年11月に成立した「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」に基づき事業を推進しています。

また、平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約（仮称）」が国連総会において採択され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年7月に可決され成立に至ったところです。

本市においては、平成15年3月に第1期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し策定を行っています。平成25年度に「障害者総合福祉法（仮称）」が施行される状況の中、障がい者の自立や社会参加の推進、また、障がい者が円滑にサービスを利用できるよう、第3期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

| | | |
|--|----------|--------------------|
| | 3 | 次世代育成支援行動計画 |
| | | (略) |
| | 4 | 地域福祉計画 |
| | | (略) |

第3章 計画の理念

生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

これらの基本理念を受け、本市で生活するすべての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現に向けて、第4期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。

1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く

障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常

第3章 プランの理念

生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

これらの基本理念を受け、本市で生活するすべての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現に向けて、第5期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。

1 個人として尊厳を保って生活できる社会を築く

子どもから高齢者、障がい者等すべての市民が、基本的人権の尊重の理

| | |
|--|---|
| <p>生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざして、保健・福祉・医療・教育・就労にわたる各分野において、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った支援の取り組みを進めます。</p> | <p>念に立脚し、ノーマライゼーションの心を育み、援助が必要となる状態になっても、単に失われた機能の回復や残存機能の維持向上だけでなく、個人が人としてすべてのライフステージにおいて尊厳を保って生活できる社会づくりをめざして、保健・福祉・医療・教育・就労にわたる各分野で取り組みを進めます。</p> |
| <p>2 健康で生きがいのある暮らしを実践する</p> | <p>2 健康で生きがいのある暮らしを実践する</p> |
| <p>障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療と連携し福祉サービスの充実をめざします。</p> <p>障がい者が、その意欲と能力と適性に応じて働くことができるよう、就労支援の充実をめざします。また、文化・スポーツ活動を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行い、いつまでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備をめざします。</p> | <p>市民が、高齢期になる前から自ら健康的な生活を実践し、心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、介護予防の推進や生活習慣の改善への取り組み、保健事業の充実・活用促進をめざします。また、高齢者や障がい者等が余暇や就労等によって外出し、多様なコミュニケーションを行い、いつまでも生きがいを持って社会参加を図ることができる環境整備をめざします。</p> |
| <p>3 地域において支え合う社会を築く</p> | <p>3 地域において支え合う社会を築く</p> |
| <p>障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。それにあわせて、生活支援センターや地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等関係機関、福祉ボランティア等と連携し、各支援体制を総合的にとらえながらきめ細かに提供できるシステムを確立します。</p> <p>特に、障がい者の地域での生活支援を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを早期に提供できるよう努めます。</p> <p>また、すべての市民が身近な地域での福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で障がい者、子どもや高齢者等、支援を必要とする人に対して、様々な意見を出し合いながら支え合いの福祉の理念を実践する、バリアフリーのまちづくりに参加できる仕組みを築きます。</p> | <p>高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。それにあわせて、地域包括支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、介護保険施設、サービス事業者等関係機関、ボランティア等と連携し、各支援体制を総合的にとらえながらきめ細かに提供できるシステムを確立します。</p> <p>特に、高齢者の寝たきりや認知症の予防と重度化を防止するとともに、障がい者等の地域での生活支援を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを早期に提供できるよう努めます。</p> <p>また、すべての市民が身近な地域での福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で子どもや障がい者、高齢者等、支援を必要とする人に対して、様々な意見を出し合いながら支え合いの福祉の理念を実践する、バリアフリーのまちづくりに参加できる仕組みを築きます。</p> |

| 第4章 基本的方針 | 第4章 基本的方針 |
|--|---|
| <p data-bbox="161 268 1106 325">1 生涯を通じて健康であるために</p> <p data-bbox="228 370 1088 478">障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。</p> <p data-bbox="228 488 1088 558">また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。</p> <p data-bbox="161 798 1106 855">2 生きがいに満ちた生活のために</p> <p data-bbox="228 900 1088 1046">障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験、優先調達等を通じ、個人の意欲と能力と適性に応じた就労を確保できるよう就労支援に積極的に取り組みます。</p> <p data-bbox="228 1056 1088 1203">また、文化・スポーツ活動等の参加を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行うことによって、社会参加の機会の確保や促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実に努めます。</p> <p data-bbox="161 1248 1106 1305">3 やさしい心のまちづくりのために</p> <p data-bbox="228 1350 1088 1417">市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。学校、家庭、地域社会</p> | <p data-bbox="1133 268 2087 325">1 生涯を通じて健康であるために</p> <p data-bbox="1200 370 2060 478">高齢者の自主的な健康管理と疾病の予防を重視し、人生において自立した生活をできるだけ長く送ることができるよう、各種保健事業の実施や介護予防の充実のほか、健康づくりへの取り組みを推進します。</p> <p data-bbox="1200 488 2060 635">また、障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実や、障がい者に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。</p> <p data-bbox="1200 644 2060 753">さらに、妊産婦や乳幼児、児童に対する保健・医療サービスの充実を図り、安心して子どもを産み育て、子どもの健全な発育を促進する環境を整備します。</p> <p data-bbox="1133 798 2087 855">2 生きがいに満ちた生涯のために</p> <p data-bbox="1200 900 2060 1046">高齢期を有意義な第2の人生としてとらえ、社会や地域とコミュニケーションを図りながら、生きがいを持って生涯を送ることができる地域社会をめざし、身近な活動の場の整備やサークル等の育成、様々な社会参加の機会の確保に積極的に取り組みます。</p> <p data-bbox="1200 1056 2060 1203">また、障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労への支援とともに、文化・スポーツ等を通じた社会参加の機会の確保や促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実に努めます。</p> <p data-bbox="1133 1248 2087 1305">3 やさしい心のまちづくりのために</p> <p data-bbox="1200 1350 2060 1417">市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、子どもや高齢者、障がい者に配慮したやさしいまちづくりを推進します。学校、家庭、地域社会に</p> |

| | |
|--|--|
| <p>においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取り組みを積極的に推進していきます。また、障がい者、子どもや高齢者等を地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。</p> <p>4 安心して暮らし続けるために</p> | <p>においても、子育てや高齢者、障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための普及啓発の取り組みを積極的に推進していきます。また、子どもや高齢者、障がい者を地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、ボランティア等の育成・支援に努めます。</p> <p>4 安心して暮らし続けるために</p> |
| <p>すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。</p> <p>また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備し、また、人権の尊重を基本とし、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制をめざします。</p> | <p>すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能が低下した場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。</p> <p>また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備し、また、人権の尊重を基本とし、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制をめざします。</p> |

| 第5章 重点課題 | 第5章 重点課題 |
|--|---|
| <p data-bbox="163 312 1104 363">1 地域ぐるみで支える体制の整備</p> <p data-bbox="226 408 1088 635">本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、障がい者（手帳所持者）人口についても高齢化と並行して年々増加しています。障がい者については、人数の増加だけでなく核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、「親亡き後の問題は一層深刻なものとなり、社会的支援を必要とする人がますます増加すると考えられます。</p> <p data-bbox="226 643 1088 751">こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。</p> <p data-bbox="226 759 1088 986">今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域社会の資源として市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要であり、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付いて、地域住民間のネットワークを広げ、「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会の構築が望まれます。</p> <p data-bbox="226 994 1088 1102">特に近年、障がい者への虐待防止、災害時の要援護者支援体制の構築等、地域の見守りや支え合いを通じた地域ぐるみで支えるケア体制の整備が求められています。</p> <p data-bbox="226 1110 1088 1259">また、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をさらに強化する必要がありますとされています。</p> <p data-bbox="163 1305 1104 1356">2 共に理解し、共に生きる社会づくり</p> | <p data-bbox="1135 312 2087 363">1 地域ぐるみで支えるケア体制</p> <p data-bbox="1198 408 2060 635">本市では、団塊世代の定年退職も始まり、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、障がい者（手帳所持者）人口についても高齢化と並行して年々増加しています。高齢者や障がい者については、人数の増加だけでなく核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、社会的支援を必要とする人がますます増加すると考えられます。</p> <p data-bbox="1198 643 2060 751">こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。</p> <p data-bbox="1198 759 2060 986">今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域社会の資源として市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要であり、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付いて、地域住民間のネットワークを広げ、「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会の構築が望まれます。</p> <p data-bbox="1198 994 2060 1102">特に近年、認知症高齢者や障がい者の虐待防止、災害時の要援護者支援体制の構築等、地域の見守りや支え合いを通じた地域ぐるみで支えるケア体制の整備が求められています。</p> <p data-bbox="1135 1305 2087 1356">2 共に理解し、共に生きる社会づくり</p> |
| 障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが | 障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが |

求められています。障がい者の社会参加を推進するためには、障がい者に対する「心の壁（バリアー）」を取り除くことや、**様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことも大切です。**

また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が必要です。障がい者の保育や教育については、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばすために、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細やかな教育プログラムが必要です。

3 健康づくりの推進

次代を担う子どもたちが健やかに学び、遊び、育っていくことや、障がいがあっても安心して地域で暮らせることは**重要**です。

健康づくりについては、子どもころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や**障がい**が**重度・重複化**することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。

中でも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発や、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりは欠かせません。

身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるように学習や運動の機会の提供、場の確保、市民活動への支援、総合的な保健・医療サービスの提供体制の充実等、多様な健康支援サービスメニューの整備及び広く市民に周知する情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関と連携した健康づくりに関する市民グループ等の活性化やネットワークづくりの推進が求められています。

求められています。障がい者の社会参加を推進するためには、障がい者に対する「心の壁（バリアー）」を取り除くことや、高齢者においては、高齢者自身が支援を受けるという受け身的な立場ではなく様々な場面で活躍できる機会を創出していくことも大切です。

また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が必要です。障がい者の保育や教育については、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばすために、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細やかな教育プログラムが必要です。

3 健康づくりの推進

高齢者が健康で、かつ自分の意思と生活行動能力によって、自分に合った自立した生活を長く送れることは、生活の質を高めることにつながります。

また、次代を担う子どもたちが健やかに学び、遊び、育っていくことや、障がいがあっても安心して地域で暮らせることが**重要**です。

健康づくりについては、子どもころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や要介護状態になることへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。中でも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発や、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりは欠かせません。

身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるように学習や運動の機会の提供、場の確保、市民活動への支援、総合的な保健・医療サービスの提供体制の充実等、多様な健康支援サービスメニューの整備及び広く市民に周知する情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関と連携した健康づくりに関する市民グループ等の活性化やネットワークづくりの推進が求められています。

| | |
|--|---|
| <p>4 生きがいある生活と社会参加</p> | <p>4 生きがいある生活と社会参加</p> |
| <p>障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じて、就労の機会や場を充実させるとともに、相談支援等の充実を図ることも必要です。</p> <p>また、同じ障がいや悩みなどを抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けて協働的にサポートを行う相互支援の取り組み（ピアサポート）も必要とされており、取組みの充実を図っていきます。</p> | <p>高齢者が生きがいを持って充実した生活ができるよう、高齢者自身も地域社会の中で、自らの知識や経験を活かし、積極的に役割を果たしていける仕組みをつくることが重要です。</p> <p>また、障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じて、就労の機会や場を充実するとともに、相談支援等の充実を図ることも必要です。</p> |
| <p>5 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供</p> | <p>5 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供</p> |
| <p>生活支援サービスを提供するにあたっては、誰もが人としての尊厳と意思を尊重されることが大切です。</p> <p>障がい福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要であるとともに、利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援など権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。</p> <p>また、障がい福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や医療・福祉・保健の連携したサービス体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで連続性のある支援が必要なため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やその</p> | <p>生活支援サービスを提供するにあたっては、誰もが人としての尊厳と意思を尊重されることが大切です。</p> <p>介護保険制度や障がい福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要であるとともに、利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。</p> <p>また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や医療・福祉・保健の連携したサービス体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで連続性のある支援が必要なため、要援護者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ための体制整備が重要となっています。</p> <p>できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、福祉サービス利用希望者それぞれの生活スタイルを尊重し、各自のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成し、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うことで各種の福祉サービスの質的向上を図ります。</p> | <p>的な施策推進やそのための体制整備が重要となっています。</p> <p>できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、介護サービスや福祉サービス利用希望者それぞれの生活スタイルを尊重し、各自のニーズに応じたきめ細かい在宅サービスの提供ができるよう、人材の育成やサービス提供者への支援を行うことで各種の保健福祉サービスの質的向上を図ります。</p> |
|--|---|

第6章 生駒市の障がい者の状況

1 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市は、昭和50年代に人口が急増し、平成2年に10万人に到達した後も増加傾向をみせながら、現在に至っています。平成26年の人口は121,185人、世帯数は48,477世帯と増加をたどる一方で、1世帯当たり人員は2.50人と年々減少傾向となっています。

人口ピラミッドをみると、30歳未満が少なく、60歳から70歳の分布が多いことから、高齢化率が今後さらに高くなっていくことがうかがえます。

図表1 人口、世帯数及び1世帯当たり人員の推移（単位：人、世帯）

| 区分 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 118,675 | 119,107 | 119,910 | 121,031 | 121,185 |
| 世帯数 | 45,636 | 46,247 | 47,000 | 47,965 | 48,477 |
| 1世帯当たり人員 | 2.60 | 2.58 | 2.55 | 2.52 | 2.50 |

※各年4月1日現在の住民基本台帳による
※H25年度からは外国人も含む

第6章 生駒市の高齢者・障がい者の状況

1 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市は、昭和50年代に人口が急増し、平成2年に10万人に到達した後も増加傾向をみせながら、現在に至っています。平成23年の人口は119,107人、世帯数は46,247世帯と増加をたどる一方で、1世帯当たり人員は2.58人と年々減少傾向となっています。

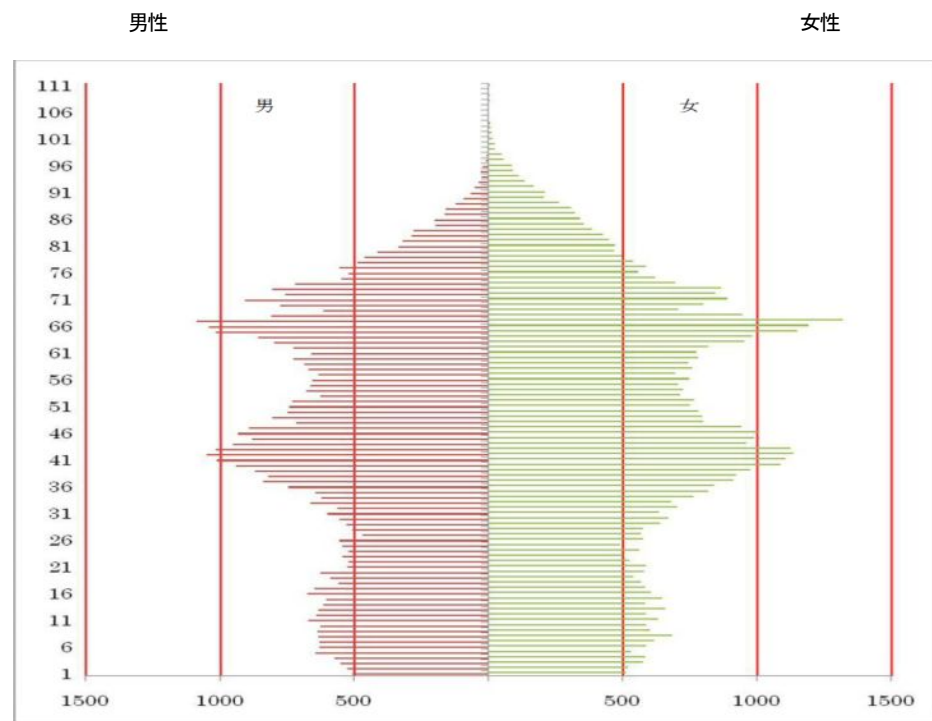
人口ピラミッドをみると、30歳未満が少なく、60歳から65歳の分布が多いことから、高齢化率が今後さらに高くなっていくことがうかがえます。

図表1 人口、世帯数及び1世帯当たり人員の推移（単位：人、世帯）

| 区分 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 116,258 | 116,949 | 117,761 | 118,675 | 119,107 |
| 世帯数 | 43,224 | 43,937 | 44,789 | 45,636 | 46,247 |
| 1世帯当たり人員 | 2.69 | 2.66 | 2.63 | 2.60 | 2.58 |

※各年4月1日現在の住民基本台帳による

図表2 人口ピラミッド



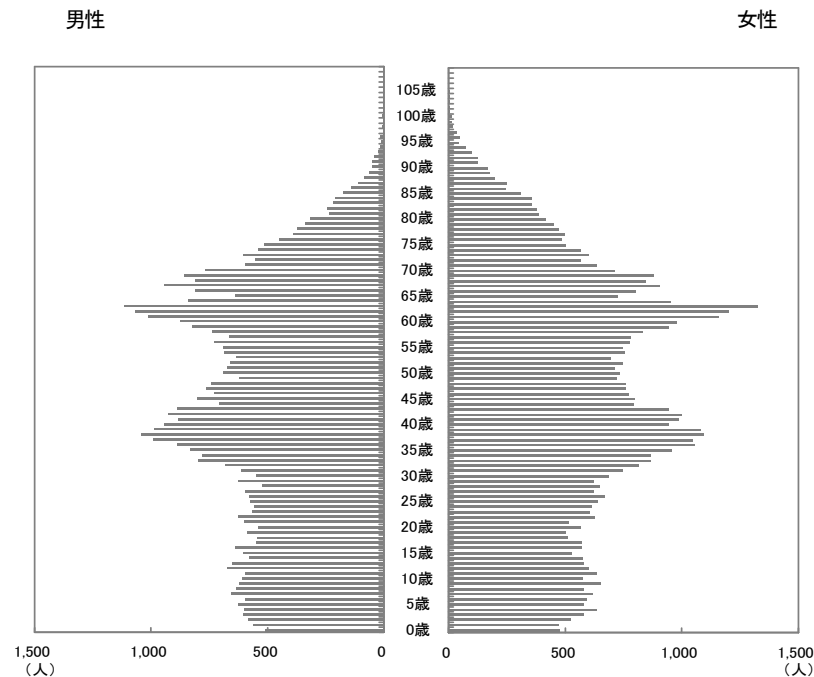
※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による

(2) 人口の推移及び将来推計人口 ●●●●●●●●●●

本市の人口は、平成26年4月1日現在で121,185人となっており、平成30年の123,816人をピークに減少に転じ、平成44年には117,074人となるものと推計されています。

また、高齢化率は平成27年の25.2%から平成44年には31.8%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成27年の60.0%から、平成30年には58.7%と減少をたどり、以降ほぼ横ばいの推計となっています。

図表2 人口ピラミッド



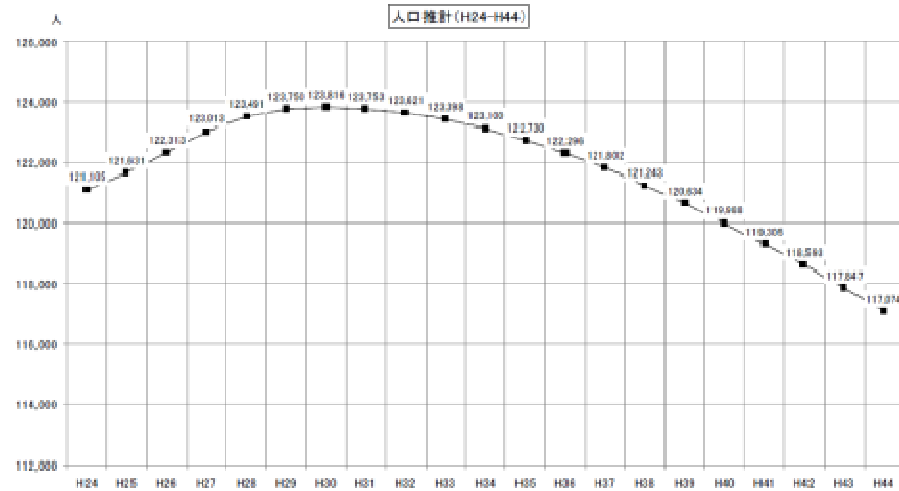
※平成23年4月1日現在の住民基本台帳による

(2) 人口の推移及び将来推計人口 ●●●●●●●●●●

本市の人口は、平成23年4月1日現在で119,107人となっており、平成29年の121,487人をピークに減少に転じ、平成39年には119,041人となるものと推計されています。

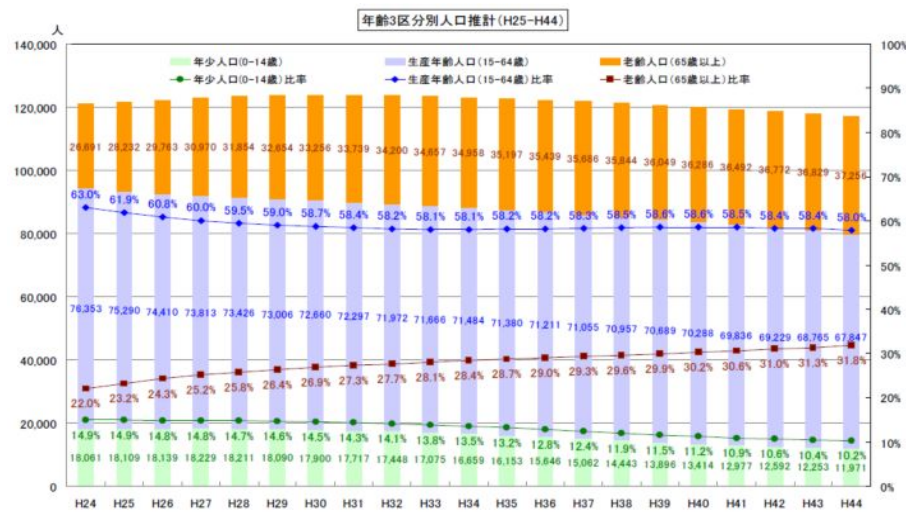
また、高齢化率は平成23年の20.7%から平成39年には27.4%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成23年の64.3%から、平成29年には61.8%と減少をたどり、以降ほぼ横ばいの推計となっています。

図表3 将来推計人口



※H24～26年度は推計当時の推定値

図表4 年齢3区分別人口推計



※H24～26年度は推計当時の推定値

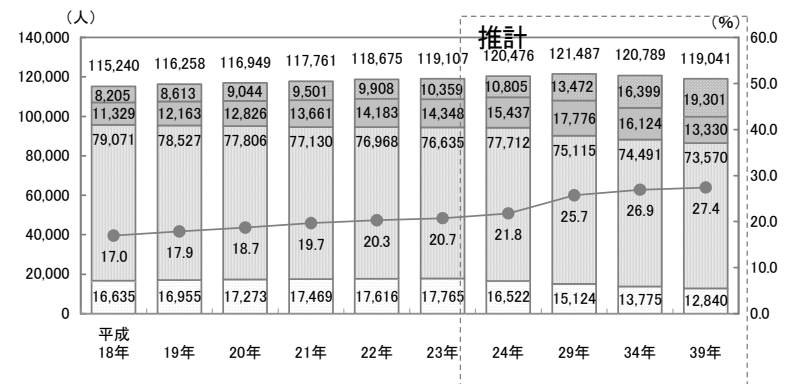
図表3 将来推計人口 (単位：人、%)

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成29年 | 平成34年 | 平成39年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 119,107 | 120,476 | 121,487 | 120,789 | 119,041 |
| 年少人口(0～14歳) | 17,765 | 16,522 | 15,124 | 13,775 | 12,840 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 76,635 | 77,712 | 75,115 | 74,491 | 73,570 |
| 高齢者人口(65歳以上) | 24,707 | 26,242 | 31,248 | 32,523 | 32,631 |
| 少子化率 | 14.9 | 13.7 | 12.4 | 11.4 | 10.8 |
| 生産年齢人口比率 | 64.3 | 64.5 | 61.8 | 61.7 | 61.8 |
| 高齢化率 | 20.7 | 21.8 | 25.7 | 26.9 | 27.4 |

※平成23年は4月1日現在の住民基本台帳による

※平成24年以降は生駒市第5次総合計画人口推計による

図表4 人口の推移及び将来推計人口



※平成23年までは各年4月1日現在の住民基本台帳による

※平成24年以降は生駒市第5次総合計画人口推計による

(3) 小学校区別人口

人口の推移を小学校区別にみると、平成22年から平成26年までの間で、最も人口増加率が高かった校区はあすか野の9.3%で、次いで真弓、沓分となっています。一方、生駒北、俵口、生駒南、生駒南第二の各校区では減少となっています。

図表5 小学校区別人口の推移

(単位:人、%)

| 区分 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 人口増加率 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 生駒北 | 5,848 | 5,762 | 5,667 | 5,700 | 5,659 | -3.2 |
| 鹿ノ台 | 9,184 | 9,285 | 9,405 | 9,474 | 9,405 | 2.4 |
| 真弓 | 9,532 | 9,657 | 9,854 | 10,139 | 10,143 | 6.4 |
| あすか野 | 9,149 | 9,270 | 9,521 | 9,664 | 10,004 | 9.3 |
| 生駒台 | 13,799 | 13,903 | 13,983 | 14,012 | 13,948 | 1.1 |
| 俵口 | 13,776 | 13,682 | 13,702 | 13,708 | 13,649 | -0.9 |
| 桜ヶ丘 | 7,975 | 8,046 | 8,223 | 8,325 | 8,363 | 4.9 |
| 生駒 | 13,060 | 12,923 | 12,956 | 13,020 | 13,118 | 0.4 |
| 生駒東 | 11,356 | 11,543 | 11,618 | 11,672 | 11,540 | 1.6 |
| 生駒南 | 7,455 | 7,481 | 7,449 | 7,508 | 7,417 | -0.5 |
| 沓分 | 10,466 | 10,510 | 10,519 | 10,811 | 11,008 | 5.2 |
| 生駒南第二 | 7,075 | 7,045 | 7,013 | 6,998 | 6,931 | -2.0 |
| 計 | 118,675 | 119,107 | 119,910 | 121,031 | 121,185 | 2.1 |

※各年4月1日現在の住民基本台帳による

2 高齢者の状況

(削)

3 要介護認定者等の状況

(削)

(3) 小学校区別人口

人口の推移を小学校区別にみると、平成19年から平成23年までの間で、最も人口増加率が高かった校区はあすか野の13.7%で、次いで鹿ノ台、桜ヶ丘となっています。一方、生駒北、俵口、生駒、生駒南第二の各校区では減少となっています。

図表5 小学校区別人口の推移

(単位:人、%)

| 区分 | 人口 | | | | | 人口増加率 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | |
| 生駒北 | 6,106 | 6,040 | 5,946 | 5,848 | 5,762 | -5.6 |
| 鹿ノ台 | 8,580 | 8,772 | 9,009 | 9,184 | 9,285 | 8.2 |
| 真弓 | 9,446 | 9,401 | 9,415 | 9,532 | 9,657 | 2.2 |
| あすか野 | 8,152 | 8,494 | 8,901 | 9,149 | 9,270 | 13.7 |
| 生駒台 | 13,263 | 13,601 | 13,715 | 13,799 | 13,903 | 4.8 |
| 俵口 | 13,801 | 13,665 | 13,734 | 13,776 | 13,682 | -0.9 |
| 桜ヶ丘 | 7,472 | 7,640 | 7,752 | 7,975 | 8,046 | 7.7 |
| 生駒 | 13,264 | 13,230 | 13,141 | 13,060 | 12,923 | -2.6 |
| 生駒東 | 11,485 | 11,320 | 11,321 | 11,356 | 11,543 | 0.5 |
| 生駒南 | 7,357 | 7,425 | 7,415 | 7,455 | 7,481 | 1.7 |
| 沓分 | 10,203 | 10,230 | 10,280 | 10,466 | 10,510 | 3.0 |
| 生駒南第二 | 7,129 | 7,131 | 7,132 | 7,075 | 7,045 | -1.2 |
| 計 | 116,258 | 116,949 | 117,761 | 118,675 | 119,107 | 2.5 |

※各年4月1日現在の住民基本台帳による

2 高齢者の状況

(略)

3 要介護認定者等の状況

(略)

図表6 障がい者数の推移と推計

(単位:人)

| | | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障がい者数 | 1級 | 996 | 993 | 1,018 | 1,036 | 1,054 | 1,072 |
| | 2級 | 510 | 508 | 509 | 510 | 511 | 512 |
| | 3級 | 656 | 668 | 683 | 702 | 721 | 741 |
| | 4級 | 1,028 | 1,070 | 1,137 | 1,179 | 1,123 | 1,268 |
| | 5級 | 203 | 202 | 202 | 203 | 204 | 205 |
| | 6級 | 157 | 155 | 156 | 154 | 153 | 152 |
| | 計 | 3,550 | 3,596 | 3,705 | 3,784 | 3,866 | 3,950 |
| 知的障がい者数 | A | 194 | 164 | 144 | 119 | 98 | 81 |
| | A1 | 29 | 44 | 57 | 69 | 80 | 89 |
| | A2 | 51 | 80 | 96 | 116 | 134 | 150 |
| | B | 142 | 100 | 60 | 20 | 10 | 10 |
| | B1 | 59 | 87 | 122 | 149 | 164 | 174 |
| | B2 | 78 | 111 | 142 | 175 | 191 | 203 |
| | 計 | 553 | 586 | 621 | 648 | 677 | 707 |
| 精神障がい者数 | 1級 | 52 | 58 | 64 | 67 | 70 | 73 |
| | 2級 | 256 | 280 | 326 | 354 | 384 | 417 |
| | 3級 | 73 | 85 | 101 | 113 | 126 | 140 |
| | 計 | 381 | 423 | 491 | 534 | 580 | 630 |
| 障がい者総数 | 4,484 | 4,605 | 4,817 | 4,966 | 5,123 | 5,287 | |
| 総人口 | 120,959 | 121,031 | 121,185 | 123,013 | 123,491 | 123,750 | |
| 障がい者比率 | 3.71% | 3.80% | 3.97% | 4.04% | 4.15% | 4.27% | |

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年4月1日現在の数値（本市調べ）
 ※精神障がい者数は各年6月末現在の数値（本市調べ）

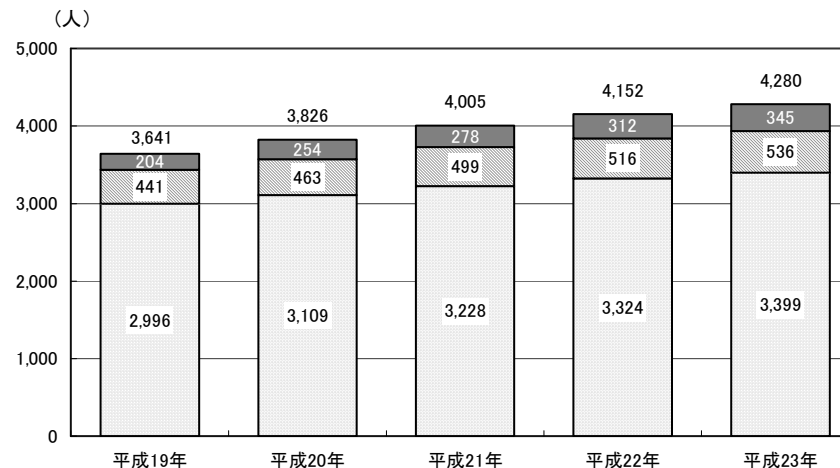
図表11 総人口及び障がい者数の推移

(単位:人)

| | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 117,207 | 117,884 | 118,722 | 119,690 | 120,134 |
| 身体障がい者数 (身体障害者手帳所持者) | 2,996 | 3,109 | 3,228 | 3,324 | 3,399 |
| 知的障がい者数 (療育手帳所持者) | 441 | 463 | 499 | 516 | 536 |
| 精神障がい者数 (精神障害者保健福祉手帳所持者) | 204 | 254 | 278 | 312 | 345 |
| 障がい者総数 | 3,641 | 3,826 | 4,005 | 4,152 | 4,280 |
| 障がい者比率 | 3.11% | 3.25% | 3.37% | 3.47% | 3.56% |

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年4月1日現在の数値（本市調べ）
 ※精神障がい者数は各年6月末現在の数値（本市調べ）

図表12 障がい者数の推移



(2) 身体障がい者の部位別にみた推移と推計 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

身体障がい者数の推移を障がい部位別にみると、肢体不自由及び内部障害の増加が多く、これらの部位の障がい者数は、身体障がい者全体の約86%を占めています。これは、加齢にともなう疾病を原因とする後天的な障がい影響しているものと考えられます。

図表7 障がい部位別にみた推移と推計 (単位:人)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚 | 242 | 236 | 229 | 222 | 215 | 208 |
| 聴覚・平衡 | 217 | 220 | 226 | 231 | 208 | 241 |
| 音声・言語 | 34 | 38 | 34 | 35 | 37 | 39 |
| 肢体不自由 | 2,017 | 2,040 | 2,103 | 2,146 | 2,190 | 2,235 |
| 内部機能 | 1,040 | 1,062 | 1,113 | 1,150 | 1,188 | 1,227 |
| 計 | 3,550 | 3,596 | 3,705 | 3,784 | 3,784 | 3,950 |

※各年4月1日現在

第4期障がい者福祉計画（第2部 障がい者福祉計画・第2章）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p data-bbox="161 300 882 341">第2章 地域生活のための総合的な支援体制</p> <p data-bbox="215 485 1093 676">障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを把握し、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。</p> <p data-bbox="215 699 1093 890">障がい福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。</p> <p data-bbox="215 912 1093 1216">また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通して課題解決に取り組むことが必要です。本市においては、障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービスや地域生活への移行に伴う居住系サービス等の充実及び障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいく必要があります。</p> <p data-bbox="215 1238 1093 1375">さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設などの整備、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。</p> | <p data-bbox="1144 300 1688 341">第2章 笑顔と安心のハートフルタウン</p> <p data-bbox="1144 379 1688 421">～ 地域生活のための総合的な支援体制</p> <p data-bbox="1198 485 2076 676">障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを把握し、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。</p> <p data-bbox="1198 699 2076 890">障がい福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。</p> <p data-bbox="1198 912 2076 1161">また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通して課題解決に取り組むことが必要です。本市においては、障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあり、特に、日中活動系サービスや居住系サービスの充実に取り組んでいく必要があります。</p> <p data-bbox="1198 1184 2076 1321">さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設などの整備、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。</p> |

1 障がい者の状況 (削除 基本的事項に記載)

1 障がい者の状況

(1) 障がい程度別障がい者数の推移と推計 ●●●●●●●●●●

障がい者(手帳所持者)数は、平成23年4月1日現在で、身体障がい者が3,399人、知的障がい者が536人、精神障がい者が345人で、障がい者総数は4,280人となっています。

| | | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障がい者数 | 1級 | 911 | 933 | 962 | 975 | 1,014 | 1,053 |
| | 2級 | 503 | 498 | 497 | 499 | 509 | 518 |
| | 3級 | 570 | 600 | 630 | 652 | 692 | 732 |
| | 4級 | 884 | 938 | 949 | 969 | 1,016 | 1,062 |
| | 5級 | 197 | 193 | 196 | 195 | 199 | 202 |
| | 6級 | 166 | 162 | 165 | 165 | 167 | 170 |
| | 計 | 3,231 | 3,324 | 3,399 | 3,455 | 3,597 | 3,737 |
| 知的障がい者数 | A(最重度、重度) | 251 | 264 | 269 | 274 | 280 | 286 |
| | B(中軽度) | 249 | 252 | 267 | 273 | 280 | 286 |
| | 計 | 500 | 516 | 536 | 547 | 560 | 572 |
| 精神障がい者数 | 1級 | 47 | 52 | 49 | 50 | 50 | 50 |
| | 2級 | 188 | 213 | 234 | 269 | 293 | 318 |
| | 3級 | 43 | 47 | 62 | 78 | 89 | 100 |
| | 計 | 278 | 312 | 345 | 397 | 432 | 468 |
| 障がい者数計 | | 4,009 | 4,152 | 4,280 | 4,399 | 4,589 | 4,777 |

障がい者数の推移では、平成26年における身体障がい者が3,737人、知的障がい者が572人、精神障がい者が468人で、障がい者総数は4,777人となり、いずれの障がいも年々増加する見込みとなっ

ています。

障がい程度別にみると、身体障がいは1級と4級が多く、また1、2級を合わせると40%以上を占め、重度障がい者の割合が高くなっています。知的障がいは、A、Bともほぼ同じ割合で、精神障がいは、2級が最も多く、全体の70%近くを占めています。

障がい者数の推移と推計

(単位：人)

※身体障がい者数と知的障がい者数は各年4月1日現在
精神障がい者数は各年6月末日現在

(2) 身体障がい者の部位別にみた推移と推計 ●●●●●●●●

身体障がい者数の推移を障がい部位別にみると、肢体不自由及び内部障害の増加が多く、これらの部位の障がい者数は、身体障がい者全体の約85%を占めています。これは、加齢にともなう疾病を原因とする後天的な障がいに影響しているものと考えられます。

障がい部位別にみた推移と推計

(単位：人)

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚 | 238 | 238 | 249 | 251 | 260 | 270 |
| 聴覚・平衡 | 219 | 213 | 212 | 214 | 221 | 229 |
| 音声・言語 | 30 | 32 | 32 | 32 | 33 | 34 |
| 肢体不自由 | 1,818 | 1,867 | 1,916 | 1,958 | 2,041 | 2,122 |
| 内部機能 | 926 | 974 | 990 | 1,000 | 1,042 | 1,082 |
| 計 | 3,231 | 3,324 | 3,399 | 3,455 | 3,597 | 3,737 |

※各年4月1日現在

| 1 生活支援にかかるサービスの充実 | 2 生活支援にかかるサービスの充実 |
|--|---|
| <p>障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。</p> <p>障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの成果目標を設定することとします。</p> <p>平成29年度末までの地域生活への移行は、平成25年度末時点における施設入所者の12パーセント以上を基本とし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数9人」とするとともに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の入所者数の4パーセント以上の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数3人」を計上するものとします。</p> <p>また、就労支援については、福祉施設からの一般就労への移行を、平成24年度中の移行実績の2倍以上とすることを基本として、平成29年度中の「福祉施設から一般就労への移行者数10人」を計上するものとします。</p> <p>さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備するよう努めます。</p> <p>(1) 訪問系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●</p> <p>一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保に努めます。</p> <p>■居宅介護（ホームヘルプサービス）</p> | <p>障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。</p> <p>障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの数値目標を設定することとします。</p> <p>平成26年度までの地域生活への移行は、平成17年度の施設入所者数の1割以上を削減することを基本に、「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数8人」とします。また、就労支援については、平成17年度の一般就労への移行実績を4倍以上とすることを基本として、平成26年度中に「福祉施設から一般就労への移行者数5人」を計上するものとし、目標達成に努めます。</p> <p>(1) 訪問系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●</p> <p>一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備とサービス必要量の確保に努めます。</p> <p>■居宅介護（ホームヘルプサービス）</p> |

日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、**難病患者等**にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

利用量の大幅な増加はありませんが、今後は施設入所者や長期入院している精神障がい者等の**重度障がい者等の地域移行も踏まえ、**利用量が増加すると想定されることから、**必要サービス量の確保に努めます。**見込量は実績数値と伸び率**及び地域移行等**を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 利用時間 | 1,823 | 1,855 | 2,002 | 2,076 | 2,153 | 2,233 |
| | 利用者数 | 113 | 107 | 111 | 115 | 119 | 124 |

■重度訪問介護

常時介護を要する**重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者**に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

利用対象者が限定されたサービスであるため、実績数値の大幅な増加はありませんが、**平成26年度からの法改正に基づくサー**

日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

年々、利用は増加傾向にあり、今後も重度障がい者等の地域移行も踏まえ、ますます利用量が増加すると想定されることから、サービス必要量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(単位:時間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 15,681 | 20,778 | 22,778 | 24,608 | 26,439 | 28,269 |

■重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

利用対象者が限定されているサービスであるため、大幅な量の増加は見込まれませんが、サービスの特性から1回あたりの時間が多

ビス利用対象者の拡大と、重度障がい者等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重度訪問介護 | 利用時間 | 284 | 332 | 518 | 622 | 726 | 829 |
| | 利用者数 | 2 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |

■重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

サービスの特性上、対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

■行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

く、また継続的な利用となることから、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(単位:時間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重度訪問介護 | 5,778 | 3,187 | 3,187 | 3,984 | 3,984 | 3,984 |

■重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

サービスの特性上、対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

■行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行動 援護 | 利用時間 | 614 | 532 | 545 | 565 | 586 | 608 |
| | 利用者数 | 45 | 41 | 42 | 44 | 46 | 48 |

■訪問入浴サービス

通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績を勘案して現状維持で算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問 入浴 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■難病患者等ホームヘルプサービス事業

削除

(単位:時間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行動援護 | 7,310 | 8,245 | 8,823 | 9,402 | 9,980 | 10,559 |

■訪問入浴サービス

通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績を勘案して現状維持で算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問入浴サービス | 59 | 35 | 72 | 72 | 72 | 72 |

■難病患者等ホームヘルプサービス事業

介護が必要な状態にあるパーキンソン病等の特定疾患及びリウマチ患者で、介護保険法、障害者自立支援法等の施策の対象にならず、在宅で療養している人に対し、ホームヘルプサービス等適切な介護サービスの提供を推進します。

(2) 日中活動系サービスの充実 ●●●●●●●●●●

利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう、生活支援や就労支援のサービスの提供体制の整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、**事業所等の協力を得て、障がい者の就労支援を中心とした日中活動系サービスの提供施設を開設することにより、サービス提供体制の整備に努めます。**市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、**市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、**連携強化や情報提供の充実に努めます。

また、身体障がい者や**難病患者等**の生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。

■生活介護

常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【実績・今後の方向性と見込量】

特別支援学校の卒業者が毎年度10人以上見込まれる**とともに、入所施設等からの地域移行の推進等により、**新規の利用希望者が

(2) 日中活動系サービスの充実 ●●●●●●●●●●

利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう、生活支援や就労支援のサービスの提供体制の整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、市内だけでは確保が難しい福祉サービスについて、近隣の事業所での利用も視野に入れ、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

また、生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用により提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備にも努めます。

■生活介護

常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【実績・今後の方向性と見込量】

特に、平成26年度まで特別支援学校の卒業者が毎年度10人以上見込まれ、新規の利用希望者が急増することが予測されることから、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は実績数値と伸び率に、

増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活介護 | 利用日数 | 3,750 | 3,965 | 4,155 | 4,340 | 4,617 | 4,801 |
| | 利用者数 | 206 | 212 | 225 | 235 | 250 | 260 |

■療養介護

医療を要する常時介護障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者には重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 療養介護 | 利用者数 | 10 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 |

旧法施設からの体系移行による増加人数を勘案して算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活介護 | 28,946 | 29,903 | 33,641 | 42,494 | 44,658 | 46,822 |

■療養介護

医療を要する常時介護障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

平成24年度からの制度改正により、18歳以上の児童福祉施設利用者数も含まれることから、見込量が増加しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 療養介護 | 0 | 0 | 0 | 3,236 | 3,236 | 3,236 |

■自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

市内に提供事業者が無く利用対象者も限定されるサービスですが、今後、自立訓練(生活訓練)は、施設入所者等の地域移行等により新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。各サービスの見込量は実績数値及び伸び率等を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用日数 | 48 | 40 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| | 利用者数 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用日数 | 78 | 136 | 136 | 136 | 306 | 306 |
| | 利用者数 | 5 | 8 | 8 | 8 | 18 | 18 |
| 宿泊型 自立訓練 | 利用日数 | 31 | 93 | 93 | 93 | 93 | 93 |
| | 利用者数 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

■就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

市内に提供事業所がなく、利用対象者も限定されるサービスであるため、大幅なサービス見込量の増加は見込まれません。自立訓練(機能訓練)の見込量は実績数値の伸び率を勘案し、その他のサービスは現状維持にて算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 133 | 284 | 310 | 430 | 516 | 602 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 900 | 449 | 449 | 449 | 449 | 449 |
| 宿泊型 自立訓練 | 223 | 151 | 151 | 151 | 151 | 151 |

■就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業の活用を推進するため、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は、国の基本指針に基づき、平成29年度末の利用者数を平成25年度末から6割以上の増加をめざし、実績数値と伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援 | 利用日数 | 407 | 481 | 613 | 683 | 946 | 1,016 |
| | 利用者数 | 25 | 31 | 35 | 39 | 54 | 58 |

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。

また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業の活用を推進します。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援 | 4,391 | 3,797 | 5,185 | 6,157 | 7,129 | 8,101 |

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して、個別支援計画に基づき適切なサービス提供を行います。

また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所と連携した相談支援の充実に努めます。

サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労継続 (雇用型) | 利用日数 | 392 | 473 | 572 | 660 | 881 | 969 |
| | 利用者数 | 18 | 22 | 26 | 30 | 40 | 44 |
| 就労継続 (非雇用型) | 利用日数 | 1,073 | 1,201 | 1,404 | 1,529 | 1,841 | 1,966 |
| | 利用者数 | 70 | 77 | 90 | 98 | 118 | 126 |

■短期入所

介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者の緊急時に直ちに対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。平成26年度からは事業所との協力のもと、生駒市福祉センターの施設の活用により主に重度の身体障がい者が利用できるよう、受け入れ事業所の拡大を推進しました。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 短期 入所 | 利用日数 | 145 | 136 | 183 | 188 | 193 | 198 |
| | 利用者数 | 30 | 31 | 36 | 37 | 38 | 39 |

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労継続支援(A型) | 2,264 | 2,457 | 2,650 | 2,843 | 3,036 | 3,229 |
| 就労継続支援(B型) | 9,204 | 9,328 | 10,425 | 11,523 | 12,620 | 13,718 |

■短期入所

介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者の緊急時に直ちに対応できるように支援体制の整備に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 短期入所 | 1,760 | 1,973 | 2,135 | 2,296 | 2,458 | 2,620 |

■地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(年度実人員)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 域 活 動 | 利用者数 | 97 | 93 | 97 | 97 | 97 | 97 |

■日中一時支援

主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守り、保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

法改正に伴い、市内に児童通所支援の事業所が整備されたことから、児童の利用を中心に実績は減っていますが、介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績を勘案して現状維持で算出しています。

■地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(単位:人)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター | 59 | 76 | 93 | 110 | 127 | 144 |

■日中一時支援

主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守り、保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。また、障がい児の日中一時支援については、平成24年度から新設となる放課後等デイサービスとの調整を図り、適正なサービス提供を行います。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日中一時 | 利用日数 | 684 | 311 | 311 | 311 | 311 | 311 |
| | 利用者数 | 141 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |

■児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 利用日数 | 1,303 | 1,439 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 |
| | 利用者数 | 212 | 197 | 205 | 205 | 205 | 205 |

■放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するこ

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日中一時支援 | 20,198 | 12,016 | 13,507 | 14,999 | 16,490 | 17,981 |

■児童発達支援(旧:児童デイサービス)・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

平成24年度からは児童福祉法に基づくサービスに移行しますが、引き続き、母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。

なお、平成24年度からの制度改正により、知的障がい児通園施設や肢体不自由児通園施設等の利用者が含まれることから見込量が増加しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 12,889 | 14,157 | 12,278 | 15,184 | 17,030 | 17,953 |

■放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の夏季休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することに

とにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

支援が必要な障がい児に適切なサービスが提供できるよう、必要サービス量の確保に努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案し算定しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 放課後 等デイ | 利用日数 | 428 | 939 | 1,800 | 2,400 | 2,640 | 2,880 |
| | 利用者数 | 59 | 100 | 150 | 200 | 220 | 240 |

(3) 居住系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場とし、事業者等の協力を得て、市内において共同生活援助(グループホーム)のサービス提供体制の整備を推進します。

■共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

より、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進していきます。

【今後の方向性と見込量】

平成24年度から児童福祉法に基づくサービスとして新設されません。

障がい児の日中一時サービスとの調整を図り、適正なサービス提供を行います。

(単位:日)

| | 平成1年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 放課後等デイサービス | - | - | - | 1,858 | 1,914 | 1,971 |

(3) 居住系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場を提供するために、事業者等の協力を得て共同生活介護(ケアホーム)や共同生活援助(グループホーム)等のサービス提供体制の整備を推進します。

■共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

ここ数年、実績に大きな変動はありませんが、軽度の障がい者の

施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所の協力を得て、事業所の開設を促進するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は実績数値等に基づき算出しています。なお、平成26年度から共同生活介護と一元化されました。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助 | 利用者数 | 2 | 2 | 41 | 44 | 65 | 68 |

■共同生活介護（ケアホーム）

障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

法改正により平成26年度から共同生活介護は共同生活援助と一元化されました。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活介護 | 利用者数 | 31 | 36 | — | — | — | — |

地域における自立した生活支援として、今後ニーズが高まると考えられることから、利用者の増加を見込んで算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助 | 397 | 365 | 365 | 730 | 730 | 730 |

■共同生活介護（ケアホーム）

障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、市内外の事業所を問わず、ケアホームの利用を推進するとともに、市内においてもサービス提供体制の整備に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活介護 | 7,748 | 7,788 | 9,031 | 10,235 | 10,837 | 11,440 |

■施設入所支援

在宅での生活が困難な施設入所の障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。**見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。**

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設入所支援 | 利用者数 | 68 | 68 | 68 | 67 | 66 | 65 |

■福祉ホーム

居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、本市には**5年～10年の中期的な入居施設として1**か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の**共同生活援助（グループホーム）**への移行も図りながら、新規の障がい者の受け入れ体制の整備を**推進**します。見込量は利用実績と事業所のサービス

■施設入所支援

在宅での生活が困難な施設入所の障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。

平成24年度からは、旧法施設の体系移行とともに、制度改正により18歳以上の児童福祉施設の入所者数も含まれることから、見込量が増加しています。

(単位:日)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設入所支援 | 10,808 | 13,031 | 15,574 | 26,380 | 26,062 | 25,744 |

■福祉ホーム

居住の場の確保が困難な障がい者に対し、5年から10年の中期的な入居施設として「福祉ホーム」による住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、本市には1か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の共同生活介護（ケアホーム）への移行も図りながら、新規の障がい者の受け入れ体制の整備を行います。見込量は利用実績と事業所のサービス提供体制を勘案して算出しています。

提供体制を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福 祉 ホー ム | 市内施設 利用者数 | 12 | 14 | 18 | 18 | 19 | 19 |
| | 市外施設 利用者数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

■旧法施設支援

削除

(4) 移動サービスの推進 ●●●●●●●●●●

■移動支援

障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

(単位:日)

| | 平成1年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福祉ホーム | 3,285 | 5,464 | 5,475 | 6,205 | 6,935 | 8,030 |

■旧法施設支援

障害者自立支援法施行前に運営されていた入所施設や通所施設を利用する身体障がい者、知的障がい者に対して、施設が障害者自立支援法の指定サービスに体系移行するまでの平成23年度末まで、経過的に従前と同様の支援を行います。

(単位:日)

| | 平成1年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 旧法施設支援(入所) | 19,833 | 13,838 | 11,222 | — | — | — |
| 旧法施設支援(通所) | 1,838 | 1,168 | 1,168 | — | — | — |

(4) 移動サービスの推進 ●●●●●●●●●●

■移動支援

障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 移動支援 | 利用時間 | 734 | 818 | 928 | 991 | 1,053 | 1,115 |
| | 利用者数 | 73 | 88 | 94 | 101 | 107 | 113 |

■同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同行援護 | 利用時間 | 174 | 203 | 216 | 244 | 271 | 298 |
| | 利用者数 | 13 | 14 | 16 | 18 | 20 | 22 |

定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

なお、平成23年10月から、重度視覚障がい者に対する「移動支援」については「同行援護」へ移行しています。

(単位：時間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 移動支援 | 5,087 | 6,925 | 5,893 | 4,258 | 4,258 | 4,258 |

■同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排泄等、外出時に必要となる援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

このサービスは平成23年10月から新設されたサービスで、それまでは地域生活支援事業の「移動支援」でサービスを提供していました。見込量は国の示した指標により算出しています。

(単位：時間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同行援護 | — | — | 1,032 | 2,424 | 2,667 | 2,909 |

■障がい者等交通費等助成事業

障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、外出機会の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー利用券等を配布しています。

今後、年々給付対象者が増えていく状況下において、市の財政状況等をかんがみ、見直しを検討します。

■コミュニティバスの運行と利用支援

日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引をおこなっています。今後も「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。

■自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成

一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

■障がい者等交通費等助成事業

障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、外出機会の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー利用券等を配布します。

■コミュニティバスの運行と利用支援

日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の減免を行います。今後、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。

(年間実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 運転免許取得 | 利用件数 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 自動車改造費 | 利用件数 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(5) 福祉用具の給付等 ●●●●●●●●●●

■補装具費の支給

身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(年間実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 補装具費 | 利用件数 | 210 | 202 | 210 | 210 | 210 | 210 |

(5) 福祉用具の給付等 ●●●●●●●●●●

■補装具費の支給

身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 補装具費の支給 | 119 | 203 | 220 | 237 | 254 | 271 |

■日常生活用具の給付

在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(年度実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日常生活用具 | 利用件数 | 1,634 | 1,673 | 1,851 | 2,029 | 2,207 | 2,385 |

■車いす等の貸与

疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間、車いすの貸し出しを行います。

■難病患者等日常生活用具給付事業

削除

■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

■日常生活用具の給付

在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日常生活用具の給付 | 1,265 | 1,311 | 1,393 | 1,475 | 1,557 | 1,639 |

■車いす等の貸与

疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間、車いすの貸し出しを行います。

■難病患者等日常生活用具給付事業

在宅で療養している難病患者に対して、日常生活で必要とする生活用具を給付します。

在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。

(年度実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日常生活用具 | 利用件数 | — | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

■難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

(年度実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 難聴児補聴器 | 利用件数 | — | 1 | 3 | 3 | 4 | 4 |

(6) 経済的支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

■各種福祉手当の支給

・児童扶養手当の支給

父(母)親と生計を同じくしていない、又は父(母)親に重度の障がいがある場合、児童の母(父)親又は母(父)親に代わって養育している者に、一定の所得制限のうえ、児童扶養手当を支給します。

(6) 経済的支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

■各種福祉手当の支給

・児童扶養手当の支給

父(母)親と生計を同じくしていない、又は父(母)親に重度の障がいがある場合、児童の母(父)親又は母(父)親に代わって養育している者に、一定の所得制限のうえ、児童扶養手当を支給します。

・特別児童扶養手当の支給

・ 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父親もしくは母親、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。

・ 障害基礎年金の支給

障がいの原因となった病気やけがの初診日（障がいの原因のある疾病で初めて医師にかかった日）において、20歳前の障がい又は国民年金の被保険者期間中（20～60歳未満）もしくは国民年金の被保険者であった60～65歳未満の人に、その障がいの程度（国民年金法による障害等級）により支給し、18歳までの子（国民年金法による1、2級の障がいのある子は20歳未満）を扶養しているときは加算額を加えます。

・ 特別障害者手当の支給

著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる経済的な負担の軽減を図ります。

・ 障害児福祉手当の支給

重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障

精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父親もしくは母親、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。

・ 障害基礎年金の支給

障がいの原因となった病気やけがの初診日（障がいの原因のある疾病で初めて医師にかかった日）において、20歳前の障がい又は国民年金の被保険者期間中（20～60歳未満）もしくは国民年金の被保険者であった60～65歳未満の人に、その障がいの程度（国民年金法による障害等級）により支給し、18歳までの子（国民年金法による1、2級の障がいのある子は20歳未満）を扶養しているときは加算額を加えます。

・ 特別障害者手当の支給

著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる経済的な負担の軽減を図ります。

・ 障害児福祉手当の支給

重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生じる経済的な負担の軽減を図ります。

がいによって生じる経済的な負担の軽減を図ります。

■各種助成制度や利用料の減免

・自動車税・軽自動車税の減免

一定以上の障がい等級に該当する障がい者で、障がい者本人が所有する自動車等について、本人又は生計を一にする人が運転する場合に、自動車税等の減免を行います。

・固定資産税の軽減

障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減を行います。

(7) 窓口・情報提供の充実 ●●●●●●●●●●

■障がい者に配慮した対応

障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。

■広報紙やホームページ等による情報提供の充実

広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやすい情報提供に努めます。

また、視覚障がい者を対象に、市政情報を録音した声の広報や

■各種助成制度や利用料の減免

・自動車税・軽自動車税の減免

一定以上の障がい等級に該当する障がい者で、障がい者本人が所有する自動車等について、本人又は生計を一にする人が運転する場合に、自動車税等の減免を行います。

・固定資産税の軽減

障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減を行います。

(7) 窓口・情報提供の充実 ●●●●●●●●●●

■障がい者に配慮した対応

障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。

■広報紙やホームページ等による情報提供の充実

広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやすい情報提供に努めます。

また、視覚障がい者を対象に、市政情報を録音した声の広報や点字で作成した点字広報を希望者に配布するとともに、市政広報番組「ラブリータウンいこま」において手話通訳を実施します。

点字で作成した点字広報を希望者に配布するとともに、市政広報番組「ラブリータウンいこま」において手話通訳を実施します。

■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布

障がい福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子を作成・配布します。

(8) コミュニケーション支援事業等の充実 ●●●●●

■手話通訳者・要約筆記奉仕員等の養成・確保

聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行っています。

【実績・今後の方向性と見込量】

手話通訳者、要約筆記奉仕員等の確保や技術向上に向け、養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。見込量は利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。

■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布

障がい福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子を作成・配布します。

(8) コミュニケーション支援事業等の充実 ●●●

■手話通訳者・要約筆記者の養成・確保

聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行っています。

【実績・今後の方向性と見込量】

手話通訳者、要約筆記奉仕員の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。見込量は利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。

(年度実件数)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 手話 通 訊 | 利 用 件 数 | 216 | 197 | 216 | 216 | 216 | 216 |
| 要 約 筆 記 | 利 用 件 数 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 |

(9) その他のサービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■緊急通報システム事業

一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、あらかじめ組織された地域支援体制によって、迅速かつ適切な対応を図るものです。

■盲導犬及び介助犬の貸与（県事業）

重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。

■中途失明者等生活訓練事業（県事業）

重度の視覚障がい等で自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

■位置情報提供システム事業

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者の派遣 | 140 | 140 | 140 | 150 | 160 | 170 |
| 要約筆記士の派遣 | 45 | 67 | 72 | 77 | 82 | 87 |

(9) その他のサービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■緊急通報システム事業

一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、あらかじめ組織された地域支援体制によって、迅速かつ適切な対応を図るものです。

■盲導犬及び介助犬の貸与（県事業）

重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。

■中途失明者等生活訓練事業（県事業）

重度の視覚障がい等で自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

■位置情報提供システム事業

徘徊の症状のある知的障がい者を対象に、GPS（位置情報システム）を用いた位置検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等

徘徊の症状のある知的障がい者を対象に、GPS（位置情報システム）を用いた位置検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等に対して位置情報を提供します。

■ファクス119番事業

聴覚や音声機能等に障がい有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。

■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

に対して位置情報を提供します。

■ファクス119番事業

聴覚や音声機能等に障がい有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。

■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

2 相談支援の充実

本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や学齢児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。

障がい者が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択

3 相談支援の充実

本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や学齢児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。

障がい者が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し、自分に合った、より良いサービスを受けることができるよう、障がい者の生活全般にかかる相談支援体制とともに、障がい者を支える家族への相談支援体制の充実も必要です。

また、知的障がい、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用の相談や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する相談にも取り組んでいきます。

し、自分に合った、より良いサービスを受けることができるよう、障がい者の生活全般にかかる相談支援体制とともに、障がい者を支える家族への相談支援体制の充実も必要です。

また、知的障がい、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用の相談や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する相談にも取り組んでいきます。

(1) 相談窓口の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

■相談支援事業の充実

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

■計画相談支援・児童支援利用計画

障がい福祉サービス、**障害児通所サービス**又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案**又は児童支援利用計画案を作成するとともに**、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

平成27年度から支給決定する全ての対象者に提供できるよ

(1) 相談窓口の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

■相談支援事業の充実

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

■計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

【今後の方向性と見込量】

このサービスは平成24年度から新設されるサービスです。平成26年度までにすべての対象者に提供できるよう、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

う、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。また、支援の担
い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(各年度月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画 相談 | 利用 件数 | 69 | 103 | 107 | 111 | 115 | 119 |
| 児童 利用 | 利用 件数 | 0 | 255 | 280 | 305 | 315 | 325 |

■地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に
入院している精神障がい者及び**刑事施設等に収容されている障が**
い者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活
動に関する相談等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門
員の量的、質的確保に努めます。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地域移 行支援 | 利用 者数 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 |

■地域定着支援

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | — | — | — | 648 | 1,224 | 1,944 |

■地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入
院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に
移行するための活動に関する相談等を行います。

【今後の方向性と見込量】

このサービスは平成24年度から新設されるサービスで、障がい者
の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質
的確保に努めます。

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地域移行支援 | — | — | — | 90 | 108 | 126 |

■地域定着支援

施設・病院等からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行及びひとり暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(各年度3月期)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地域定着支援 | 利用者数 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 |

■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進

身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。

(2) 自立支援協議会の機能の充実 ●●●●●●●●●●

障がい者の地域での生活を支援するため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族並びに障がい者の福祉、医療、教育、雇用関係者の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【今後の方向性と見込量】

このサービスは平成24年度から新設されるサービスで、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(単位:件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地域定着支援 | — | — | — | 90 | 108 | 126 |

■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進

身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。

(2) 自立支援協議会の機能の充実 ●●●●●●●●●●

■情報機能の充実

個別支援会議により、関係機関からのニーズ等の情報を集約し、調査等も行いながら地域の課題を整理し、共有します。また、社会

課題解決のための支援体制の整備等について協議します。

特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関する事、地域社会資源の開発及び改善に関する事、障がい者福祉計画の運営評価に関する事、相談支援事業者の運営評価に関する事、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関する事、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する事等を中心に協議し課題解決に努めます。

自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かい取り組みに努めます。

3 生活環境の充実

誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン化を進めるとともにバリアフリーの整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や

資源等、様々な情報を整理して発信する等、情報共有と情報発信に取り組みます。

■調整機能の充実

障がい者を支援するために、福祉サービスの提供のみならず、保健、医療、教育、労働等、様々な分野の関係機関との調整が必要です。地域の課題解決に対しては、それらのネットワークを構築し、地域の支援体制を広げていきます。

■開発機能の充実

個別の支援に対する課題から共有化された地域の課題を集約し解決していく中で、新たな社会資源の開発や既存のサービスの改善に取り組みます。

■教育機能の充実

困難事例の検討や研修会、また関係者との会議等、様々な機会を利用して支援者のさらなる資質向上を図ります。

■権利擁護機能の充実

障がい者や障がいについての理解に向けた啓発や、障がい者の虐待防止、成年後見制度の啓発等、障がい者の権利擁護のための様々な取り組みの充実を図ります。

4 生活環境の充実

誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン化を進めるとともにバリアフリーの整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

(1) 人にやさしい施設の整備 ●●●●●●●●●●

■公共施設の整備

障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。

■道路や歩道の整備

誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。

■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応など）

公共施設の新設にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めます。

(2) 住まいの充実 ●●●●●●●●●●

■住宅改修費の支給

「障害者総合支援法」の障がい福祉サービスに基づく事業で、一定条件に該当する身体障がい者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。

(1) 人にやさしい施設の整備 ●●●●●●●●●●

■公共施設の整備

障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。

■道路や歩道の整備

歩道の確保や段差の解消等、道路や歩道のバリアフリー化を推進し、障がい者の外出時の安全確保に努めます。

■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応など）

公共施設の新設にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めます。

(2) 住まいの充実 ●●●●●●●●●●

■住宅改修費の支給

「障害者自立支援法」の障がい福祉サービスに基づく事業で、一定条件に該当する身体障がい者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。

■市営住宅のバリアフリー化の推進

■市営住宅のバリアフリー化の推進

障がい者の快適な住まいを確保するため、**既存施設には、バリアフリー化に努めます。**

(3) 障がい者への防災対策の充実 ●●●●●●

■災害時要援護者の把握及び支援体制の推進

障がい者や難病等対象者の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。

また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。

■避難所における障がい者への配慮

一般の避難所での生活が困難な障がい者に対して、福祉避難所での対応に努めます。

■医療や介護サービスの確保

本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を**締結しており、また、市立病院においては、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等の備蓄をすすめます。**

また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けら

障がい者の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。

(3) 障がい者への防災対策の充実 ●●●●●●

■災害時要援護者の把握及び支援体制の推進

障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。

また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。

■避難所における障がい者への配慮

一般の避難所での生活が困難な障がい者に対して、福祉避難所での対応に努めます。

■医療や介護サービスの確保

本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結するとともに、市立病院においては、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備える予定となっています。

また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整

れるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。

備に努めます。

| | |
|--|--|
| <p>加のもと、本市、生駒市社会福祉協議会、関係団体等が連携してネットワークの形成に向けた取り組みを行います。</p> <p>3 社会福祉協議会との連携強化</p> | <p>すまず重要になっており、今後は、より多くの市民参加のもと、本市、生駒市社会福祉協議会、関係団体等が連携してネットワークの形成に向けた取り組みを行います。</p> <p>3 社会福祉協議会との連携強化</p> |
| <p>地域福祉を推進していくためには、住民との協働が重要であり、それぞれの地域の実情に即した地域活動を展開していくことが必要です。</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な役割を果たす組織として法律で位置づけられていることから、さらに、生駒市社会福祉協議会と協働し、地域福祉活動の推進に努めていきます。</p> <p>そのため、社会福祉協議会が持つ独自の地域福祉ネットワークなどを活用しながら、成年後見制度の充実や障がい者理解に関する啓発活動などの事業を通じて、連携をさらに強化していきます。</p> <p>4 各地域における啓発と福祉活動の活性化</p> | <p>地域福祉を推進していくためには、住民との協働が重要であり、それぞれの地域の実情に即した地域活動を展開していくことが必要です。本市においては、地域のネットワークにより、一人暮らし高齢者等への日常的な声かけ運動やサロンの運営といった、地域の特性に合った事業を行っています。</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な役割を果たす組織として位置づけられていることから、さらに、生駒市社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動の推進に努めていきます。</p> <p>4 各地域における地域福祉活動の活性化</p> |
| <p>障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援の機能強化を図る必要があるとされています。障がい者自身が地域住民の一員となった際に地域の理解が不可欠です。</p> <p>本市では、自治会をはじめとする地域単位の組織が活発に活動しており、地域の福祉活動にも幅広く対応されています。しかしながら、これら地域単位の組織全てが、障がい者福祉に関して深い理解を有しているわけではありません。</p> <p>そのため、これらの組織に対し、市職員による出前講座やあいサポート運動、講演会等を通じて、さらに理解を深め、福祉活動が活性化するよう啓発に努めます。</p> <p>また、障がい者が地域で定着できるよう、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめ、地域の暮らしの安心感を担保するため、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりをすすめていき</p> | <p>本市は、自治会組織が活発に活動しており、地域の福祉活動にも幅広く対応されていますが、自治会のみですべてに対応することは困難です。特に地域によって課題となっている内容や地域の人材、組織等の資源が異なることから、広い枠組みで地域の課題整理や計画的な対応策を検討し、活動することが求められています。</p> <p>今後、市民に対し、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の理念の普及啓発に力を入れ、一人でも多くの理解と参画を得て地域福祉活動が活性化するよう取り組んでいきます。また、「市民自治協議会」(※)と協働しながら、校区ごとに計画的に活動が進むよう、その実現に向けてバックアップしていきます。</p> <p>※ 市民自治協議会：概ね小学校区程度以下を基本として、自治会のほか、民</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ます。</p> <p>5 行政としての推進体制</p> | <p>生委員・児童委員、PTA、NPO等のその地域で活動している各種団体が相互に協力し、地域が抱える問題を自ら解決していくための組織。</p> <p>5 行政としての推進体制</p> |
| <p>本計画は、保健・医療・福祉分野のみならず、総合的な支援に取り組む方針を示すものです。この計画に基づき、市民への保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供を強化するとともに、障がい者に対する福祉施策や自立支援、権利擁護等に総合的に取り組みます。</p> <p>そのためにも、福祉部局を中心に庁内関連部局と連携するとともに、職員についても、専門的な資質や能力だけでなく総合的な視野を持って業務が遂行できるよう、市職員の研修等の拡充に努め、各種施策・事業を推進していきます。</p> | <p>本プランは、保健・医療・福祉分野のみならず、総合的な支援に取り組む方針を示すものです。このプランに基づき、市民への保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供を強化するとともに、子どもから高齢者、障がい者に至るすべての人に対する福祉施策や子育て支援、健康づくりの推進等に総合的に取り組みます。</p> <p>そのためにも、福祉健康部局を中心に庁内関連部局と連携するとともに、職員についても、専門的な資質や能力だけでなく総合的な視野を持って業務が遂行できるよう、市職員の研修等の拡充に努め、各種施策・事業を推進していきます。</p> |
| <p>6 計画の進行管理</p> <p>計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。</p> <p>そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。</p> <p>平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。計画の見込量や目標数値等の進行管理については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行うとともに、有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題の抽出と対応策について検討を行っていきます。</p> | <p>6 計画の進行管理</p> <p>計画の見込量や目標数値等の進行管理については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行うとともに、有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題の抽出と対応策について検討を行っていきます。</p> |